

令和6・7年度大阪狭山市測量・建設コンサルタント等入札等参加資格審査申請書提出要領

測量・建設コンサルタント等

令和6・7年度に大阪狭山市が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札等に参加するための資格審査を受け付けます。なお、水道事業の入札参加については、大阪広域水道企業団にお問い合わせください。

資格審査申請用紙は、市ホームページ<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/> からダウンロードしてください。ダウンロードできない方は、下記までお問い合わせください。
なお、申請方法は郵送(簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。)又は宅配便のみとなっております。

大阪狭山市

1 登録有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

2 申請資格(次の(1)~ の条件をすべて満たす者)

精神の機能の障がいにより大阪狭山市が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札等に参加するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人及び入札代理人として使用する者でないこと。

営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。

大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年大阪狭山市要綱第32号)に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表第1各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

令和5年12月15日現在において、引き続き1年以上その営業を行っていること。

国税及び地方税を滞納していないこと。

本資格審査を申請する他の業者の代表取締役を兼任していない(代表取締役を置いていない場合は代表者を兼任していない)こと。

営業の実態が確認できる事務所(看板等により明確に事務所が表示されている。営業に必要な従業員、事務機器等が配置されている。営業時間中に固定電話により連絡を取ることができる。等)を有していること。

申請において虚偽の記載等があった場合は、資格を承認しないこと又は資格を取り消すことがあります。

3 申請方法

提出方法	<u>郵送(簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。)</u> 又は <u>宅配便</u> <u>持参不可</u>
受付期間	<u>令和5年12月1日(金)から12月15日(金)まで</u> (受付期間内の消印(宅配便の場合は配達依頼日)のあるものに限り有効)
送付先	〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 大阪狭山市役所 総務部法務・契約グループ(別添の貼付用紙を使用してください。)
記載基準日	<u>令和5年12月1日</u>
申請業種	申請希望業種は、2業種以内とします。ただし、大阪狭山市内に事務所を有する地元業者は、3業種以内とします。 審査終了後は、希望順位や業種を変更することはできません。
申請書類	別表のとおり
提出部数	各1部

4 注意事項

申請書に添付する各証明書は、**令和5年9月1日以降**に発行されたものに限ります。

書類又は記載事項に不備があるものは、受付できません。

審査終了後は、希望順位や業種を変更することはできません。

受付期間経過後及び年度途中の新たな追加受付は行いません。

申請書提出後、申請内容等に変更が生じた場合は、その都度遅滞なく変更届を提出してください。

入札参加資格の審査結果は、令和6・7年度の業者一覧表に登載し、一般に公開します。

測量・建設コンサルタント等以外の業種を同時に申請される場合は、申請書類ごとに別便で送付してください。

水道事業の入札参加については、大阪広域水道企業団にお問い合わせください。

障がい者の雇用率が、障害者雇用促進法で定める法定雇用率（従業員を43.5人以上雇用している民間事業主は2.3%以上）に満たない場合は、障害者雇用状況報告書（H27ワークに提出済のもの）もしくは「雇入れ計画」（様式自由）を提出頂きます。

別表

[測量・建設コンサルタント等]

申請に必要な書類		部数	複写
1	一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請書 様式1	1	不可
2	登録証明書	1	可
3	事務所の位置図（地図）と事務所建物の写真（外観・内部、各種備品類が確認できるように撮影）を添付すること【 次ページの注意事項参照 】	1	-
4	測量等実績調書 直近2ヶ年分 様式2 他様式可（本市様式の項目を満たしていること）	1	不可
5	技術者経歴書 様式3 他様式可：氏名、学歴、法令による免許の取得状況、実務経歴、経験年数を明記したもの	1	不可
6	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）＜法人の場合のみ＞	1	可
7	代表者の身分証明書＜個人の場合のみ＞ 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書	1	可
8	印鑑証明書	1	可
9	委任状＜受任者を設定する場合のみ＞ 様式4	1	不可
10	納税証明書【 次ページの注意事項参照】		
	(1) 法人（NPO法人を含む。以下同じ。）の場合		
	ア 大阪狭山市に事務所がある法人		
	(7) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 その3の3 所轄税務署発行 未納の税額がない証明又は令和4・5年度分の証明書	1	可
	(4) 「法人事業税」及び「法人都道府県民税」 所轄都道府県税事務所発行 未納の税額がない証明又は令和4・5年度分の証明書	1	可
	(ウ) 「大阪狭山市税」に未納の税額がない証明 法人 大阪狭山市発行 様式5(その1) (法人市民税、市・府民税(特別徴収)、固定資産・都市計画税、軽自動車税) <u>税務グループにて未納の税額のないこと(課税がない場合を含む)を証明されたもの</u>	1	不可
	(エ) 「大阪狭山市税」に未納の税額がない証明 代表者個人 大阪狭山市発行 様式5(その2) (市・府民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税) 当該法人の代表者が大阪狭山市に住所を有する場合に、代表者個人について <u>税務グループにて未納の税額のないこと(課税がない場合を含む)を証明されたもの</u>	1	不可
	イ 上記ア以外の法人		
	(7) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 その3の3 所轄税務署発行 未納の税額がない証明又は令和4・5年度分の証明書	1	可
	(4) 「法人事業税」及び「法人都道府県民税」 所轄都道府県税事務所発行 未納の税額がない証明又は令和4・5年度分の証明書	1	可
(2) 個人（NPO・任意団体を含む。）の場合			
(7) 「所得税」及び「消費税及び地方消費税」 その3の2 所轄税務署発行 未納の税額がない証明又は令和4・5年度分の証明書	1	可	
(4) 「市町村民税・都道府県民税」 住所地の市区町村発行 代表者が大阪狭山市外に住所を有する場合に提出 未納の税額がない証明又は令和4・5年度分の証明書	1	可	
(ウ) 「大阪狭山市税」に未納の税額がない証明 代表者個人 大阪狭山市発行 様式5(その2) (市・府民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税) 代表者が大阪狭山市に住所を有する場合に、代表者個人について <u>税務グループにて未納の税額のないこと(課税がない場合を含む)を証明されたもの</u>	1	不可	
11	障害者雇用状況報告書（ 10-ワークに提出済のもの ）もしくは 雇入れ計画（ 様式自由 ） 障害者雇用促進法で定める法定雇用率（従業員を43.5人以上雇用している民間事業主は2.3%以上）に満たない場合は、どちらかを提出すること。【 次ページの注意事項参照 】	1	可
12	測量・建設コンサルタント等業者カード（その1・その2・その3） 指定様式	各1	不可
13	受付チェックリスト 事前に 印欄のみ記入してください。 指定様式	1	可
14	返信用封筒（84円切手貼付。返信先を記入のこと。）	1	-

【注意事項】

- ・別表1から11までの申請に必要な書類は、**番号順で水色（青色系）ファイル（紙製縦A4版）に綴じて**提出すること。なお、12から14までの書類についてはファイルに綴じないで提出すること。
- ・ファイルの**表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入**すること。
- ・証明書類は、令和5年9月1日以降発行のものとする。
- ・複写は鮮明なものであること。
- ・申請書受付後に受領書を送付しますので、有効期間満了まで保管すること。

【提出書類3・事務所の位置図（地図）と事務所建物の写真について】

- ・事務所の位置図（地図）は、所在地が分かるように公共交通機関の最寄り駅等と一緒に収まった地図の写し等（A4用紙等へデータを印刷したもので可）を提出してください。
- ・事務所建物の写真は、最低限、事務所の外観で社名等が判別できる看板等が写っている写真1枚と事務所の内部で固定電話及び各種備品類が配置されていることが分かる写真1枚（A4用紙等へデータを印刷したもので可）を提出してください。
- ・支店登録希望の場合は「支店」分が必要です（本店分は不要）。

【提出書類9・納税証明書について】

- ・法人税及び消費税（その3の3）は、「本店」分が必要です。
- ・法人事業税及び法人都道府県民税は、支店登録希望の場合は「支店」分が必要です（この場合、本店分は不要）。

[例]東京都内に本店があるが、大阪府内の支店で登録希望の場合

- 法人税及び消費税は東京都分、法人事業税及び法人都道府県民税は大阪府分（＝法人府民税）が必要。
- 法人事業税及び法人府民税の未納証明については、直近の府税の納税証明書1枚（『府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありません。』と記載のあるもの）で結構です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により納税猶予を受け、税務署から納税証明書（その3）が発行されない場合、「納税の猶予許可通知書」の写しまたは、「納税証明書（その1）」（写し可）を提出頂くことにより申請可能です。
- 電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したもので申請可能です。
- 納期限未到来の納税額の記載がある場合は、その納期限内に到着するように提出してください。納期限以降に提出する場合は、その支払いが確認できる領収書の写し等の書類を添付してください。

【提出書類11・障害者雇用状況報告書 もしくは 雇入れ計画 について】

- ・障害者雇用促進法で定める法定雇用率（従業員を43.5人以上雇用している民間事業主は2.3%以上）に満たない場合は、どちらかを提出すること。
- ・障害者雇用状況報告書は、毎年6月1日基準日で本店所在地管轄のハローワークに提出済みで最新のものの写しを提出してください。
- ・雇入れ計画は、今後の雇用予定が確認できる計画書（「障害者の雇用について、計画的に実施していく」旨の一文が入っている等）であれば、押印の有無や様式は問いません。（写し可）

【その他】

- ・登録証明書は、業種ごとの登録証明書が必要です。なお、登録更新手続き中の場合は、更新届の写し（更新届の表紙等で、申請者の商号等が鮮明で、受付官公署の受付印が押印されているものの写しに限る。）を提出してください。
- （例）建築士事務所登録証明書、測量業者登録証明願、土地家屋調査士登録証明書、司法書士登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、計量証明事業者登録証明書等
- ・土木コンサルタントは建設コンサルタント、地質調査は地質調査業、補償コンサルタントは補償コンサルタントについての最新の**現況報告書**（「国土交通省確認済」の押印がある表紙のみ）の写しを提出してください。

【問い合わせ先】

大阪狭山市役所 電話072(366)0011
総務部法務・契約グループ（内線252・253）

封筒貼付け用紙

〒589 - 8501

大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

大阪狭山市役所 総務部法務・契約グループ 宛

C

測量・建設コンサルタント等

入札参加資格審査申請書在中

商号又は名称：

所在地：